

【別紙3】

松阪市公の施設に係る指定管理者選定評価表

評価項目 (大項目)	評価細目 (中項目)	評価の視点 (小項目)	該当様式	配点	評価 A～ E
基本的な考え方を備えていること	団体の理念について	団体の経営方針は明確であるか	様式第4号 ア～カ	10	
		施設の目的等に合致した方針はあるか			
		指定への意欲・熱意はあるか			
		施設の現状に対する考え方及び将来展望について			
平等性の確保、来館者等への対応	管理・運営方針について	公の施設の管理・運営の考え方は妥当か	様式第4号 ア～ウ	5	
		施設の設置目的を十分理解しているか			
		公平・公正性の確保に関する認識は高いか			
		施設の管理・運営にかかる関係法令等を認知しているか			
	4施設が連動し、一体となった管理運営方針であるか				
来館者等への対応について	来館者等の声や意見の把握及び実現策は具体的なものであるか	様式第4号 ア～ウ	5		
来館者等のトラブルの未然防止と対処方法の具体策を定めているか					
地域との連携を考慮した管理・運営体制であるか					
施設の効用を最大限発揮させるものであること	サービスの向上等の方策	サービスの向上が見込める提案がされているか、実現可能であるか	様式第4号 イ～エ 様式第5号 様式第6号	10	
		施設の利用促進に関する方針・手法について具体的かつ実現性の高い提案があるか			
		地域の事業者・市民団体・他の文化財施設との連携をどのように図るのか			
		サービス向上のため、職員の技術及び意識向上を図る研修計画となっているか			
	事業の取組みについて (全般)	事業計画は十分実現可能な内容であるか	様式第4号 ウ 様式第5号 様式第6号	10	
		企画展・特別展の企画・内容は工夫がみられるか			
		地域経済の活性化に寄与しているか			
事業の取組みについて (観光)	自主事業（各種イベントを含む）計画は独創的な、あるいは工夫のみられる発想であるか	様式第4号 ウ 様式第5号 様式第6号	10		
	松阪のまち歩きの魅力について理解ができているか				
事業の取組みについて (文化)	観光情報の収集及び提供、プロモーション（広報宣伝）の取組みは適正であるか	様式第4号 ウ 様式第5号 様式第6号	10		
	松阪産品展示紹介（販売）に対する考え方は、具体的かつ実現性の高い提案であるか				
	文化財についての理解があるか				
管理運営を安定して行う能力を有すること	団体の経営状態	文化財保存の考え方は適正であるか	様式第4号 ア～カ	10	
		松阪の文化財の価値をふまえた活用となっているか			
	類似施設等の業務実績	申請者の運営状況が適正であるか、施設を管理・運営をするだけの体力があるか	様式第8号	5	
		申請者の保有技術・有資格者の有無等、施設の管理・運営を適切に行える能力があるか			
		類似施設の業務の実績から管理・運営を適切に行える能力は認められるか			
管理運営体制等	管理運営体制等	職員の配置は実際に施設を管理・運営できる職員体制となっているか	様式第4号 エ、オ、カ	10	
		適正な事務・経理体制となっているか			
		積極的な地元雇用を創出した計画であるか			
		施設の維持管理業務の実施方法は適切であり遂行可能か			

評価項目 (大項目)	評価細目 (中項目)	評価の視点 (小項目)	該当様式	配点	評価 A～ E
管理運営を 安定して行 う能力を有 すること	安全対策等 について	安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組はあるか	様式4号イ	5	
		個人情報の保護に関する認識が高いか			
		防犯、防災等緊急時の対応や体制は適切に講じられているか（危機管理体制）			
		緊急時の連絡体制は定められているか			
		来館者の安全管理、緊急時の対応は講じられているか			
		環境負荷の低減等環境への配慮は認められるか			
経費の削減 等	収支予算書 について	管理事業の収入見込は現実的なものか	様式第5号 様式第6号	10	
		管理事業の支出の抑制が図られているか、また適切なものか			
		自主事業の収支見込は現実的なものか			
		指定管理料の提案価格は、市が示した上限額より縮減されているか			
評価点				100	0

講評		
----	--	--

○審査評価及び選定方法

①評価方法

5段階評価とする。

A	優れている	1.0×配点
B	やや優れている	0.8×配点
C	普通	0.6×配点
D	やや劣っている	0.4×配点
E	劣っている	0.2×配点

②選定方法

- (1) 委員は上表の評価項目に基づいて採点する。委員1人あたり100点の持点で、総合得点を500点満点（審査員5人）とする。
- (2) 総合得点の最も多い団体を指定管理者候補団体とする。
- (3) 総合得点が300点に満たない場合は、指定管理者として適当ではないものとする。
- (4) 総合得点が300点以上の場合でも文化財の保存・活用や安全対策等について問題がある場合は、委員で協議を行い、指定管理者として適当ではないものと判断する場合がある。
- (5) 全申請者の総合得点が300点に満たない場合は、最高得点者に対し、選定委員会において提案書等の修正を指示したうえ、提案書等の再提出の機会を与えることができるものとする。1週間後を目途とする。
- (6) 再提出された提案書を、選定委員で、再審査を行う。